明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○地域再生計画を認定した件（内閣府七～一九）　一
○地域再生計画の変更を認定した件（同二〇、二一）　三
○構造改革特別区域計画を認定した件（同二二～三八）　四
○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（同三九～四三）　五
○市の境界変更の件（総務三六）　六
○市町の境界変更の件（同三七）　六
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委五）　七
○日本国に帰化を許可する件（法務三八）　七
○ワーキング・ホリデー制度の修正に関する日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の口上書の交換に関する件（外務二一）　七
○パキスタン・イスラム共和国におけるポリオ感染拡大防止・撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同二二）　八
○ドゥアラ市ユプウェ水揚場・魚市場整備計画のための贈与に関する日本国政府とカメルーン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二三）　八
○マラウイ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマラウイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二四）　八
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件（厚生労働一八）　八
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する件（同一九）　八
○名古屋飛行場の施設について告示した事項に変更があった件（国土交通一二三）　八
○都市計画に関する件（北陸地方整備局五）　八
○道路に関する件（同六、七）　八
○道路に関する件（近畿地方整備局九～一二）　八

〔国会事項〕

諸事項　八

〔人事異動〕

官庁
税理士懲戒処分関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係　八
会社その他

〔叙位・叙勲〕

警察庁　八

〔官庁報告〕

国家試験
平成三十年司法試験の試験場（司法試験委員会）　九
官庁事項
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　九
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　九
公聴会
労働基準法第百十三条の規定による公聴会の開催について（厚生労働省）　一〇

告示

○内閣府告示第七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　秋田県及び横手市

二　地域再生計画の名称　高効率電動モーターコイルを核とした自動車部品製造拠点創出計画

三　地域再生計画の区域の範囲　秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市及び仙北市並びに秋田県鹿角郡小坂町、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町、三種町及び八峰町、南秋田郡五城目町及び井川町、仙北郡美郷町並びに雄勝郡羽後町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　米沢市

二　地域再生計画の名称　食肉加工食品の市場開拓支援計画

三　地域再生計画の区域の範囲　米沢市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）